

兵高教組

調査情報

2015年6月25日

6号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

期末勤勉手当 6月30日支給 昨年度一時金と同水準で支給 給料月額等の1.975月分

6月30日(火)に夏期一時金が支給されます。支給月数は、昨年度と同水準(給料月額等の1.975月)の支給となります。ただし、昨年度は、確定交渉で勝ち取った一時金の増額分が12月25日支給の差額で支給されました。そのため、一時金としての支給額は昨年度6月の一時金と比べて0.075月分(再任用者は0.025月)増額されています。また、昨年度と比べて2015年1月の定期昇給分が一時金に反映される一方、県行革による地域手当の1.5%削減により、その分が減少します。

◆一時金支給月数

	期 末	勤 勉	計
再任用以外	1.225	0.75	1.975
再任用	0.65	0.35	1.0

◆勤勉手当支給割合

勤勉手当0.75月は、原資平均の月数です。

勤務成績	勤務成績	勤務成績
良好(標準)	優秀	特に優秀
0.72	0.83	0.935

※再任用者の支給割合

再任用員の勤勉手当は標準のみで、支給月数は0.35月です。

増加分はすべて勤勉手当

確かに昨年度から0.075月分、一時金は増加しました。しかし、増加分はすべて勤勉手当となっています。そして、そのうち、0.03月(昨年度までは0.015月)は勤務評価による査定支給の原資になっております。つまり、勤務成績良好(標準)は $0.75 - 0.03 = 0.72$ 月となり、そして、その0.03月分で勤務成績優秀者には、昨年度以上に勤勉手当を加算するのです。高教組は、民間ですでに破綻が明らかになり、しかも職場の同僚性を破壊する成績主義賃金に強く反対します。(なお、勤務成績優秀適用者については分会長・本部にお問い合わせ下さい)

「空白の一日」による不利益を解消せよ!

常勤講師は、前年度から事実上継続任用となっている場合でも、「空白の一日」によって6月1日(基準日)までの6ヶ月間は在職期間6ヶ月未満となってしまう、期末手当が満額支給されません。(勤務期間5箇月以上6ヶ月未満で満額の80%支給)高教組は、「空白の一日」によって常勤講師が被る不利益を解消するよう要求しています。

★自分で夏の一時金の額を計算してみましょう!★

(6月1日現在で在職期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給 + 扶 + 地扶 + (給+地) × 職務加算率 } × 1.225

勤勉手当 = { 給 + 地 + (給+地) × 職務加算率 } × 0.72(標準) < 優秀は × 0.83 >

給 : 給料(調整額) 扶 : 扶養手当

地扶 : 扶養手当を算定基礎に含む地域手当… (給+扶) × 8.5%・5.5%・3.5%

地 : 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当… 給 × 8.5%・5.5%・3.5%

職務加算率 :

5% … 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・行政職4~6級、技労職87号給以上

8%(本則は10%,行革カットにより8%) … 教育職2級141号給以上・行政職7級など

地域手当の支給率

8.5%…神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石

5.5% …姫路

3.5%…その他の地域